

# ○北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年1月18日規則第17号）

最終改正 令和4年3月31日規則第25号及び規則第32号

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第1条の2 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に委任する。ただし、2以上の総合振興局又は振興局の所管区域（市の区域を含む。）にわたって広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場合及び他の法令により広告物の表示又は掲出物件の設置に関し知事の許可を要することとされている場合（当該許可の権限を総合振興局長等に委任し、又は総合振興局長等が専決すべきこととされている場合を除く。）については、この限りでない。

- （1） 条例第3条、第6条第2項及び第3項並びに第10条の規定による許可（北海道景観条例（平成20年北海道条例第56号）第30条に規定する北海道景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならないこととされている許可を除く。）に関すること。
- （2） 条例第6条の2の規定による協議に関すること。
- （3） 条例第7条の4第6項に規定する指導、助言及び勧告に関すること。
- （4） 条例第8条第3項の規定による手数料の減免（第1号に掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- （5） 条例第11条の2及び第12条第2項の規定による届出の受理に関すること。
- （6） 条例第12条の2第3項の規定による点検の結果の報告の受理に関すること。
- （7） 条例第12条の3第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
- （8） 条例第13条の規定による許可の取消し及び命令に関すること。
- （9） 条例第14条の2の規定による公表に関すること。
- （10） 条例第21条の2第1項の規定による登録申請書の受理に関すること。
- （11） 条例第21条の3第1項の規定による登録及び同条第2項の規定による通知に関すること。
- （12） 条例第21条の4第2項（条例第22条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関すること。
- （13） 条例第21条の5第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による登録に関すること。
- （14） 条例第21条の6の規定による屋外広告業者登録簿の備付け及び閲覧に関すること。
- （15） 条例第21条の7第1項の規定による届出の受理に関すること。
- （16） 条例第21条の8の規定による登録の抹消に関すること。
- （17） 条例第22条の4第1項の規定による登録の取消し及び営業の停止の命令に関すること。
- （18） 条例第22条の5第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の備付け及び閲覧並びに同条第2項の規定による処分の内容等の登載に関すること。
- （19） 条例第23条の2第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

（許可の有効期間）

第1条の3 条例第3条、条例第6条第2項、第3項若しくは第5項又は条例第10条の規定による許可の有効期間は、別表第1のとおりとする。

（許可の基準等）

第1条の4 条例第3条第1項又は条例第10条の規定による許可の基準は、別表第2に定める地域又は場所の区分（条例第3条第1項第4号の2、第4号の3若しくは第8号の区域又は同項第10号の地域若しくは場所にある場合は、同表の左欄に掲げる区分のうち、当該区域又は地域若しくは場所ごとに知事が指定する区分）に応じて、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第7条の3第1項の規定により広告物活用地区として指定を受けた区域については、別表第3に定める許可の基準のうち固定広告物に係る部分は、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、知事が、審議会の意見を聴いて、社会活動上必要なものとして特別に認めた広告物又は掲出物件については、別表第3に定める基準を適用しない。

(許可地域等の区分に変更があった場合の経過措置)

第1条の5 条例第3条第1項各号に掲げる地域又は場所について別表第2に定める区分の変更があった際、当該変更に係る地域又は場所に現に知事又は総合振興局長等の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件のうち、当該変更後の区分に応じて別表第3に定める許可基準に適合しないこととなるものの条例第10条第2項の規定による許可に係る許可基準については、当該変更のあった日から当該広告物又は掲出物件の種類等に応じ別表第4に定める期間は、なお従前の例による。

(適用除外の基準)

- 第2条 条例第6条第1項に規定する適用除外の広告物又は掲出物件の基準は、次のとおりとする。
- (1) 条例第6条第1項第2号の2に掲げるもの 表示面積が、0.5平方メートル以内で、かつ、表示方向から見て当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内のものであること。
  - (2) 条例第6条第1項第3号に掲げるもの 別表第5に掲げる地域若しくは場所又は物件の区分(条例第2条第1項第7号の地域又は場所にあつては、同表の左欄に掲げる禁止地域の区分のうち、当該地域又は場所ごとに知事が指定する区分)に応じて、別表第6に定める基準を満たすものであること。
  - (3) 条例第6条第1項第3号の2に掲げるもの 1面の表示面積が1平方メートル以内で、かつ、高さ3メートル以下の固定広告物であること。
  - (4) 条例第6条第1項第3号の4に掲げるもの 工事期間中に表示される壁面広告物で、営利を目的としないものであること。
  - (5) 条例第6条第1項第3号の6に掲げるもの 壁面に直接表示された壁面広告物で、営利を目的としないものであること。
  - (6) 条例第6条第1項第4号に掲げるもの 社寺、仏堂、教会、説教所に類するものが臨時に祭典、法要、説教その他の事務又は行事のためにするもの及び大売出しその他地方の年中行事にするもの並びに慣習として一般に認められているものであること。
  - (7) 条例第6条第1項第5号に掲げるもの 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの並びに営利を目的としないと認められる会合及び催物類を掲示するものであること。
  - (8) 条例第6条第1項第6号に掲げるもの 紙又は布製のものであつて、同種類のものが継続しないものであること。
- 2 条例第6条第2項の許可の基準は、次のとおりとする。
- (1) 次に掲げる施設への案内を目的として表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。
    - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校
    - イ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所並びに同法第2条第1項に規定する助産所
    - ウ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業に係る施設
    - エ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条に規定する博物館
    - オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
    - カ その他知事が定める施設
  - (2) 別表第5に定める地域又は場所の区分(条例第2条第1項第7号の地域又は場所にあつては、前項第2号の知事が指定する区分)(許可地域を除く。)に応じて、別表第7に定める基準を満たすものであること。
- 3 条例第6条第3項に規定する広告物又は掲出物件の許可の基準は、走行中に破損するおそれのないものであることとする。

- 4 条例第6条第5項に規定する許可は、知事が社会活動上必要なものとして特別に認めた広告物又は掲出物件について行うものとする。
- 5 条例第6条の2に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、次のいずれかとする。
  - (1) 国、地方公共団体又は公共的団体の施設への案内を目的として表示し、又は設置する固定広告物（次号において「公共案内用広告物」という。）で、1面の表示面積が3.5平方メートル（壁面広告物については壁面の面積の3分の1が3.5平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の3分の1）を超え、若しくは総表示面積が7平方メートルを超え、又は高さが6メートルを超えるもの
  - (2) 公共案内用広告物以外の固定広告物で、別表第3の第五種許可地域の基準を超えるもの
- 6 条例第6条の2の規定による協議は、別記第8号様式の2の公共広告物表示・設置協議書により行うものとする。

（禁止地域等の区分等に変更があった場合の経過措置）

- 第2条の2 条例第2条第1項各号に掲げる地域又は場所及び同条第2項各号に掲げる物件並びに条例第3条第1項各号に掲げる地域又は場所について別表第5に定める区分の変更があった際、当該変更に係る地域若しくは場所又は物件に現に前条第1項第2号の適用除外の基準に適合して、又は条例第6条第2項の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件のうち、当該変更後の区分に応じて別表第6又は別表第7に定める基準に適合しないこととなるものの前条第1項第2号の適用除外の基準又は同条第2項の許可の基準については、当該変更のあった日から当該広告物又は掲出物件の種類等に応じ別表第4に定める期間は、なお従前の例による。
- 2 条例第3条第1項各号に掲げる地域又は場所について別表第2に定める区分の変更があった際、当該変更に係る地域又は場所に現に前条第1項第2号の適用除外の基準に適合して表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件のうち、当該変更後の区分に応じて別表第6に定める基準に適合しないこととなるため新たに条例第3条の規定による許可を必要とするものについては、当該変更のあった日から3月以内に同条の許可の申請をしなければならない。この申請に対する許可をするかどうかの処分があるまでの間は、なお引き続いて当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しておくことができる。
  - 3 前項の規定による許可の申請をしたものの条例第3条又は条例第10条第2項の規定による許可に係る許可基準については、当該変更のあった日から6年間は、変更前の区分に応じて別表第6に定める基準による。

（表示又は設置の継続の禁止）

- 第3条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件は、当該状態において、引き続き表示し、又は設置して置いてはならない。
- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
  - (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
  - (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
  - (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
  - (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（許可の申請）

- 第4条 条例第3条第1項又は第6条第2項、第3項若しくは第5項の規定による許可を受けようとする者は、別記第1号様式の許可申請書に次に掲げる書類を添えて正副2通を知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。
- (1) 付近見取図
  - (2) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面（照明を伴うときは、その旨を明示したもの）
  - (3) 表示し、又は設置する場所又は物件が、他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書又は許可書の写し
- 2 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記第2号様式の変更許可申請書に

前項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて正副2通を知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

3 条例第10条第2項の規定による許可を受けようとする者は、別記第3号様式の継続許可申請書正副2通に、次に掲げる書類を添えて知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。ただし、当該申請が第9条の3第1項に規定する広告物又は掲出物件に係るものである場合は、次に掲げる書類の添付を省略するものとする。

(1) 屋外広告物点検結果報告書（別記第3号様式の2）

(2) 固定広告物の全体、表示面（複数の表示面を有する場合は、それぞれの面）、接合部及び基礎の状態を把握することができるカラー写真（申請前3月以内に撮影したもの（当該期間内に2回以上撮影した場合にあっては、最後に撮影したもの）に限る。）

(3) 固定広告物が第9条の3第2項に規定する固定広告物であるときは、当該固定広告物の点検を行った者が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの試験に合格した者又は第9条の3第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し

4 前3項に掲げる書類のほか、知事又は総合振興局長等は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項から第3項までに規定する申請書の提出が行われた場合には、それぞれ当該規定に規定する通数の申請書の提出があったものとみなす。

（手数料）

第5条 条例第8条第1項の手数料は、許可又は登録の申請の際に、北海道収入証紙で納めなければならない。

2 既に納めた手数料は、いかなる事由があっても、これを還付しない。

3 条例第8条第3項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、当該許可の申請をする際、別記第3号様式の3の屋外広告物許可申請手数料減免申請書を知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

（住所等の表示）

第6条 条例第6条第1項第4号から第6号までの広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、行為者等は、これに責任者の住所、氏名及び掲出年月日を記載しなければならない。

（条例第7条第2項の特例の申請）

第7条 条例第7条第2項の規定により条例第2条及び第3条第1項の規定の適用除外を受けようとするときは、別記第1号様式に準じて作成した申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 第4条第1項各号に掲げる書類

(2) 良好な景観の形成に資すると認められる事由を記載した書面  
（許可申請の簡素化）

第8条 許可を受けようとする広告物がはり紙であるときは、行為者等は、その表示し、又は掲出しようとするはり紙に許可を受けようとする者の住所、氏名及び表示期間を明記し、申請書に当該広告物を添えて知事又は総合振興局長等に提出し許可印の押印を受けなければならない。

（管理者）

第8条の2 出願者は、当該許可を受けた広告物又は掲出物件が条例第6条第3項に規定する広告物若しくは掲出物件又は別表第1の簡易広告物である場合を除き、道内に住所（法人にあっては、事務所）を有するものを管理者として定めなければならない。ただし、出願者が道内に住所（法人に

あつては、事務所)を有するものである場合は、自ら管理者となることを妨げない。

2 別表第1の固定広告物(壁面広告物については、壁面に取り付けられたもの及び壁面から突き出して装置されたものに限る。)で、表示面積(壁面広告物については、壁面に取り付けられたもの又は壁面から突き出して装置されたものの個々の表示面積)が10平方メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、出願者は、次の各号に掲げるいずれかの者(法人を管理者として定めるときは、次の各号に掲げるいずれかの者(道内に住所を有するものに限る。))を雇用している法人)を前項の管理者とするものとする。

- (1) 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項に規定する技能検定のうち、広告美術仕上げの1級に係るものに合格した者
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士で条例第22条第1項第1号に規定する講習会を修了したもの
- (4) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条の2第1項の規定により特種電気工事資格者認定証(ネオン工事に係るものに限る。)の交付を受けた者で条例第22条第1項第1号に規定する講習会を修了したもの
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者で条例第22条第1項第1号に規定する講習会を修了したもの
- (6) 条例第22条第1項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者

(管理者の届出等)

第8条の3 出願者は、前条第1項の規定により管理者を定めたとき、又は当該管理者を変更したときは、別記第3号様式の4の屋外広告物管理者選任等届正副2通を、遅滞なく知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。管理者の氏名又は住所(法人にあつては、商号若しくは名称、事務所の所在地又は代表者の氏名。次項において同じ。)に変更があつたときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項若しくは条例第6条第2項若しくは第5項若しくは条例第10条に規定する許可の申請又は条例第11条の2の規定による届出の際に管理者を定め、若しくは変更したとき、又は管理者の氏名若しくは住所に変更があつたときは、当該許可の申請又は届出の様式の管理者欄に所要事項を記載することにより管理者選任等届に代えることができる。

ただし、一の申請又は届出において管理者が複数となる場合は、この限りでない。

3 前条第2項各号に掲げる資格を有する者又はこれらの者を雇用する法人を同条第1項の管理者として定めた場合にあつては、前2項の規定による申請又は届出の際に、当該申請又は届出の様式に、当該資格を証する書面及び当該資格を有する者が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者である場合には住民票の写しに代わる書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項の規定による届出がされた場合には、同項に規定する通数の書面の提出があつたものとみなす。

(出願者の変更の届出等)

第9条 条例第11条の2の規定による届出は、別記第4号様式により、正副2通を知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の届出がされた場合には、同項に規定する通数の書面の提出があつたものとみなす。

(除却の届出)

第9条の2 条例第12条第2項の規定による届出は、除却後の写真を添えて別記第4号様式の2により正副2通を、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の届出がされた場合には、同項に規定する通数の書面の提出があったものとみなす。

#### (点検)

第9条の3 条例第12条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、条例第6条第3項に規定する広告物若しくは掲出物件又は別表第1の簡易広告物とする。

2 条例第12条の2第2項の規則で定める点検は、条例第3条第1項又は第6条第5項の許可を受けた広告物又は掲出物件のうち第8条の2第2項に規定する固定広告物に係るものとする。

3 条例第12条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第8条の2第2項第2号から第5号までに掲げる者

(2) 屋外広告業者が組織する団体が公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）として実施する広告物及び掲出物件の点検に関する講習会を修了した者で条例第22条第1項第1号の講習会を修了したもの

4 条例第12条の2第3項の規定による報告は、条例第10条第2項に規定する許可の申請前3月以内に行った点検（当該期間内に2回以上行った場合にあっては、最後に行ったもの）の結果について行うものとする。

#### (定期的に変更する広告物についての手続の簡素化)

第10条 許可を受けて設置した掲出物件につき、その表示内容を1月以内で定期的に変更しようとするときは、その都度事前に、その変更内容を知ることができる図面を添えて別記第5号様式により正副2通を、知事又は総合振興局長等に届け出れば足りる。

2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による届出がされた場合には、同項に規定する通数の書面の提出があったものとみなす。

#### (許可の証明)

第11条 許可は、許可申請書副本に別記第7号様式の許可印を押して申請者に交付するものとする。

第12条 条例第9条の規定による許可証票は、別記第6号様式によるものとする。

2 条例第9条の規定による検印は、別記第7号様式によるものとする。

#### (届出の証明)

第13条 第8条の3、第9条、第9条の2及び第10条の届出に対しては、届書の1通に別記第8号様式による届済証印を押して出願者に交付するものとする。

#### (身分証明書)

第14条 条例第12条の3第2項（条例第23条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、別記第9号様式によるものとする。

#### (命令又は措置を要するものの報告)

第15条 総合振興局長等は、条例第13条又は条例第14条に該当するものがあると認めるときは、直ちにその詳細を知事に報告しなければならない。

#### (公表の内容)

第15条の2 条例第14条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該広告物の表示内容又は当該掲出物件の設置場所その他当該広告物又は当該掲出物件を特定するために必要な事項
- (3) 当該命令の原因となる事実
- (4) 当該命令の根拠となる条例の条項
- (5) 当該命令の内容
- (6) 当該命令の履行状況その他の必要な事項

（許可台帳）

第16条 知事又は総合振興局長等は、別記第10号様式による屋外広告物許可台帳を備え、所定事項を記入整理しなければならない。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の場所）

第17条 条例第16条第1項第1号の規則で定める場所は、本庁又は保管した広告物若しくは掲出物件の放置されていた場所を所管する総合振興局、振興局その他の出先機関（次条において「総合振興局等」という。）の掲示場とする。

（保管物件一覧簿の様式及び備え付ける場所）

第18条 条例第16条第2項の規則で定める様式は、別記第10号様式の2とする。

2 条例第16条第2項の規則で定める場所は、本庁又は総合振興局等とする。

（広告物又は掲出物件の返還に係る受領書の様式）

第19条 条例第20条の受領書の様式は、別記第10号様式の3とする。

（更新の登録の申請期間）

第20条 条例第21条第3項の更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に当該更新の登録を申請しなければならない。

（登録の申請）

第21条 条例第21条の2第1項の規定による登録申請書の提出は、札幌市、函館市又は旭川市の区域内においてのみ営業活動を行う場合を除き、別記第11号様式の屋外広告業登録申請書を、道内に営業所を有する者には道内の主たる営業所の所在地（市の区域を含む。）を所管する総合振興局長等に、道内に営業所を有しない者には主たる営業活動を行う地域（市の区域を含む。）を所管する総合振興局長等に提出してしなければならない。

2 条例第21条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第21条の2第1項に規定する登録申請者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員が、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第3号及び第24条の2第2項第4号において同じ。）が条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 条例第22条第1項の業務主任者（以下「業務主任者」という。）が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。次号において同じ。）及び業務主任者の略歴を記載した書面
- (4) 登録申請者又は業務主任者が道外に住所を有する者又は住民基本台帳法の適用を受けない者（第24条の2第2項において「道外居住者等」という。）である場合は、その者の住民票の写し等（住民票の写し又はこれに代わる書面をいう。以下同じ。）
- (5) 登録申請者が法人である場合（登録申請者が個人である場合であって、商号により登録をす

るときを含む。) にあつては、登記事項証明書

- 3 条例第21条の2第2項及び前項第1号に規定する誓約する書面は、別記第11号様式の2によるものとする。
- 4 第2項第3号に規定する略歴を記載した書面は、別記第11号様式の3及び別記第11号様式の4によるものとする。

(屋外広告業者登録簿)

第22条 条例第21条の3第1項の屋外広告業者登録簿は、別記第12号様式によるものとする。

- 2 条例第21条の6の規則で定める場所は、前条第1項の規定による屋外広告業登録申請書の提出があつた総合振興局又は振興局とする。

(登録の通知)

第23条 条例第21条の3第2項の規定による通知は、別記第12号様式の2の屋外広告業登録通知書により行うものとする。

- 2 前項の規定は、条例第21条の5第2項の規定による登録をした旨の通知について準用する。

(登録の拒否の通知)

第24条 条例第21条の4第2項の規定による登録の拒否の通知は、別記第12号様式の3の屋外広告業登録拒否通知書により行うものとする。

(変更の届出)

第24条の2 条例第21条の5第1項の規定による変更の届出は、別記第13号様式の屋外広告業登録事項変更届出書を第21条第1項の規定による屋外広告業登録申請書の提出をした総合振興局長等に提出してしなければならない。

- 2 条例第21条の5第3項において準用する条例第21条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第21条の2第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 屋外広告業者が個人である場合にあっては住民票の写し等(当該屋外広告業者が道外居住者等である場合に限る。)及び登記事項証明書(商号により登録をした場合に限る。)、法人である場合にあっては登記事項証明書

(2) 条例第21条の2第1項第2号に掲げる事項の変更の場合 登記事項証明書

(3) 条例第21条の2第1項第3号に掲げる事項の変更の場合 登記事項証明書、当該役員が条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面、当該役員の略歴を記載した書面及び住民票の写し等(当該役員が道外居住者等である場合に限る。)

(4) 条例第21条の2第1項第4号に掲げる事項の変更の場合 当該法定代理人が条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面、当該法定代理人の略歴を記載した書面及び住民票の写し等(当該法定代理人が道外居住者等である場合に限る。)

(5) 条例第21条の2第1項第5号に掲げる事項の変更の場合 第21条第2項第2号に規定する書面、当該業務主任者の略歴を記載した書面及び住民票の写し等(当該業務主任者が道外居住者等である場合に限る。)

- 3 第21条第3項の規定は、前項第3号及び第4号に規定する誓約する書面について準用する。

- 4 第21条第4項の規定は、第2項第3号から第5号までに規定する略歴を記載した書面について準用する。

(廃業等の届出)

第24条の3 条例第21条の7第1項の規定による届出は、別記第14号様式の屋外広告業廃業等届出書を第21条第1項の規定による屋外広告業登録申請書の提出をした総合振興局長等に提出してしなければならない。

(標識)

第24条の4 条例第22条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。



- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 登録年月日
  - (3) 営業所の名称
  - (4) 業務主任者の氏名
- 2 条例第22条の2の規定による標識の掲示は、別記第14号様式の2の屋外広告業者登録票により行うものとする。

(帳簿の記載事項等)

第24条の5 条例第22条の3の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 注文者（屋外広告業者に広告物又は掲出物件の表示又は設置の委託等をする者をいう。）の商号、名称又は氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
  - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (4) 表示又は設置の年月日
  - (5) 契約金額
- 2 条例第22条の3の帳簿は、別記第14号様式の3によるものとする。
- 3 屋外広告業者は、前項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(登録の取消し又は営業の停止の通知)

第24条の6 条例第22条の4第2項において準用する条例第21条の4第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 屋外広告業の登録の取消し 別記第14号様式の4
- (2) 屋外広告業の営業の全部又は一部の停止 別記第14号様式の5

(屋外広告業者監督処分簿)

第24条の7 条例第22条の5第1項の屋外広告業者監督処分簿は、別記第14号様式の6によるものとする。

- 2 条例第22条の5第1項の規則で定める場所は、第21条第1項の規定による屋外広告業登録申請書の提出があった総合振興局又は振興局とする。
- 3 条例第22条の5第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 商号、名称又は氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び生年月日）
  - (2) 道の区域内において営業を行う主たる営業所の名称及び所在地
  - (3) 当該処分の根拠となる条例の条項
  - (4) 当該処分の期間
  - (5) 当該処分の原因となる事実
  - (6) 罰則の適用状況その他の必要な事項

(講習会の開催)

第25条 知事は、条例第22条の6第1項の規定により条例第22条第1項第1号の講習会（以下「講習会」という。）を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を告示するものとする。

- 2 講習会の講習科目は、次のとおりとする。
  - (1) 屋外広告物に関する法令
  - (2) 屋外広告物の表示方法に関する事項
  - (3) 屋外広告物の施工に関する事項

(受講の申込み)

第26条 講習会を受けようとする者は、別記第15号様式の屋外広告物講習会受講申込書を知事に提出

しなければならない。

- 2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 住民票の写し等
  - (2) 写真（申込み前6月以内に無帽正面上半身を撮影したもの）
- 3 条例第22条の6第2項の手数料は、講習会の受講申込みの際に、北海道収入証紙で納めなければならない。

（講習の一部免除）

第27条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第25条第2項第3号に掲げる講習科目を免除することができる。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
  - (2) 電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
  - (3) 電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
  - (4) 職業能力開発促進法に基づき、帆布製品製造に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者
- 2 前項の規定により講習科目の免除を受けようとする者は、講習会の受講申込みの際、別記第16号様式の屋外広告物講習一部免除申請書を知事に提出しなければならない。
  - 3 前項の申請書には、第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（修了証書の交付）

第28条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、別記第17号様式の屋外広告物講習会修了証書を交付するものとする。

（業務主任者の資格の認定）

第29条 条例第22条第1項第3号の規定による認定は、次に掲げる要件に該当する者について、その者の申請に基づき行うものとする。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、営業所における責任者として通算5年以上の経験を有すること。
  - (2) 過去5年間にわたり屋外広告物に関する法令に違反したことがないこと。
- 2 前項の申請は、別記第18号様式の業務主任者資格認定申請書を知事に提出してしなければならない。
  - 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - (1) 履歴書
    - (2) 住民票の写し等
    - (3) 第1項第1号の要件に該当することを証する書面
  - 4 知事は、第1項の認定をしたときは、別記第19号様式の業務主任者資格認定書を交付するものとする。

（条例第25条の2ただし書の規則で定める区域）

第30条 条例第25条の2ただし書の規則で定める区域は、北広島市内の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第2項第5号に規定する滞在快適性等向上区域（当該区域に接する道路の区域を含む。）のうち、知事が指定する区域とする。

（告示）

第31条 知事は、第1条の4第1項の規定による区分の指定、第2条第1項第2号の規定による区分の指定又は前条の規定による区域の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和25年11月25日から適用する。
- 2 広告物取締法施行規則（昭和11年北海道庁令第32号）は、廃止する。
- 3 条例第33条第3項において準用する同条第2項の規定による許可の申請に係る広告物又は掲出物件のうち、第1条の4第1項に規定する許可基準に適合しないこととなるものの条例第3条又は条例第10条第2項の規定による許可については、当該許可基準は、条例第25条第3項に規定する指定又は編入の日から当該広告物又は掲出物件の種類等に応じ別表第4に定める期間は、適用しない。  
追加〔平成元年規則125号〕、一部改正〔平成18年規則15号〕
- 4 条例第34条第2項の規則で定める期間は、別表第4のとおりとする。  
追加〔平成元年規則125号〕、一部改正〔平成18年規則15号〕
- 5 一の地域又は場所が条例第2条第1項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置について新たに禁止される地域又は場所になった際、当該地域又は場所に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件で、条例第6条第2項の規定により新たに許可を必要とするものについては、当該禁止される地域又は場所となった日から3月以内に許可の申請をしなければならない。この申請に対する許可をするかどうかの処分があるまでの間は、なお引き続いて当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しておくことができる。

附 則（昭和30年3月18日規則第20号）

この規則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年6月2日規則第64号）

- 1 この規則は、昭和34年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により収入証紙をもって納付しなければならないこととなる手数料に係るもので、この規則施行前に納付の義務の生じた手数料の納付については、なお従前の例による。

附 則（昭和36年7月31日規則第122号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のこの規則の各条により改正されることとなる規則（以下「当該規則」という。）に基づく証明書等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の当該規則に基づく証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の当該規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の当該規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（昭和37年5月2日規則第59号）

この規則は、昭和37年6月1日から施行する。

附 則（昭和38年8月22日規則第91号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に知事又は支庁長の許可を受けて、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置している者は、当該許可により広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することができるものとされている期間は、なお、従前と同様の条件により、引き続いて当該広告物を表示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置しておくことができる。

附 則（昭和39年9月1日規則第109号）

この規則は、北海道屋外広告物件条例の一部を改正する条例（昭和39年北海道条例第57号）の施行の日（昭和40年1月15日）から施行する。

附 則（昭和41年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年 6 月25日規則第73号）

この規則は、昭和41年 7 月10日から施行する。

附 則（昭和44年 3 月20日規則第12号）

- 1 この規則は、昭和44年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に知事又は支庁長の許可を受けて、広告物を表示している者は、当該許可により広告物を表示することができる」とされている期間は、なお、従前と同様の基準により、引続いて当該広告物を表示しておくことができる。

附 則（昭和45年 4 月 1 日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月 3 日規則第104号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年 4 月 6 日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 3 月31日規則第35号）

この規則は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月31日規則第21号）

この規則は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月31日規則第25号）

- 1 この規則は、昭和56年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に知事又は支庁長の許可を受けて表示し、又は設置されている広告板又は広告塔のうち、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第 1 条の 4 第 2 号又は第 3 号に規定する許可基準に適合しないこととなるものの北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下「条例」という。）第10条第 2 項の規定による許可に係る許可基準については、当分の間、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に条例第 2 条に規定する地域又は場所にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する適用除外の基準に適合して表示し、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、新規則第 2 条第 2 号に規定する適用除外の基準に適合しないこととなるものについては、この規則施行の日から 1 年以内に条例第 2 条の規定による許可の申請をしなければならない。この申請に対する許可をするかどうかの処分があるまでの間は、なお引き続き当該広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置しておくことができる。
- 4 この規則施行の際、現に条例第 3 条に規定する地域又は場所に旧規則第 2 条第 2 号に規定する適用除外の基準に適合して表示し、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、新規則第 2 条第 2 号に規定する適用除外の基準を適用したとしたならば適合しないこととなるものについては、昭和57年 4 月30日までの間は、新規則第 2 条第 2 号の規定は適用しない。

附 則（昭和59年 4 月 1 日規則第43号）

この規則は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 9 月30日規則第72号）

この規則は、昭和60年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年11月 7 日規則第107号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年12月28日規則第125号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に知事又は支庁長の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第1条の4第1項に規定する許可基準に適合しないこととなるものの北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成元年北海道条例第63号。以下「改正条例」という。）による改正後の北海道屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第10条第2項の規定による許可に係る許可基準については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から当該広告物又は広告物を掲出する物件の種類等に応じ新規則別表第4に定める期間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に改正条例による改正前の北海道屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項各号に掲げる地域又は場所にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条第2号の適用除外の基準に適合して表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で、新条例第3条第1項各号に掲げる地域又は場所に引き続いて表示され、又は設置されるもののうち、新規則第2条第1項第2号の適用除外の基準に適合しないこととなるため新たに新条例第3条の規定による許可を必要とするものについては、施行日から3月以内に許可の申請をしなければならない。この申請に対する許可をしないかどうかの処分があるまでの間は、なお引き続いて当該広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置しておくことができる。
- 4 前項の規定による許可の申請をしたものの新条例第3条又は新条例第10条第2項の規定による許可に係る許可基準については、施行日から6年間は、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際、現に旧条例第3条第1項各号に掲げる地域若しくは場所又は同条第2項各号に掲げる物件に旧規則第2条第2号の適用除外の基準に適合して表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で、新条例第2条第1項各号に掲げる地域若しくは場所又は同条第2項各号に掲げる物件に引き続いて表示され、又は設置されるもののうち、新規則第2条第1項第2号の適用除外の基準に適合しないこととなるものについては、施行日から6年間は、なお従前の例による。
- 6 改正条例附則第3項に規定する広告物又は広告物を掲出する物件であって、同項に規定する期間内に新条例第3条の規定による許可の申請をしたもののうち、新規則第1条の4第1項に規定する許可基準に適合しないこととなるものの新条例第3条又は新条例第10条第2項の規定による許可については、当該許可基準は、施行日から当該広告物又は広告物を掲出する物件の種類等に応じ新規則別表第4に定める期間は、適用しない。

附 則（平成4年3月31日規則第37号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年9月1日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この規則の施行の日から平成8年6月24日（同日前に同条の規

定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日)までの間は、この規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)別表第2及び別記第1号様式その2の規定は、なおその効力を有する。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、平成6年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則(平成8年3月31日規則第40号)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、平成9年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則(平成10年3月24日規則第22号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則(平成11年3月16日規則第24号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第1条の4第2項の規定による指定を受けている地区に係る許可の基準については、当該地区が北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成10年北海道条例第43号。以下「改正条例」という。)による改正後の北海道屋外広告物条例第7条の3第1項の規定による指定を受けるまでの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正条例による改正前の北海道屋外広告物条例により許可を受けて表示し、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件に係る管理者及びその届出については、当該許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月7日規則第14号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に北海道屋外広告物条例(昭和25年北海道条例第70号)の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件に係る管理者及びその届出については、当該許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日規則第27号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に職業能力開発法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第192号)附則第2条の規定により1級広告美術技能士と称することができる者は、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則第8条の2第2項第2号に掲げる者とみなす。

附 則(平成16年3月31日規則第81号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月17日規則第132号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の3を削る改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則別記第12号様式の屋外広告業届出済証、別記第17号様式の屋外広告物講習会修了証書及び別記第19号様式の屋外物広告

物講習会修了者等認定書で現にその効力を有するものは、それぞれこの規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則別記第12号様式の屋外広告業届出済証、別記第17号様式の屋外広告物講習会修了証書及び別記第19号様式の屋外広告物講習会修了者等認定書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年9月30日規則第102号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月18日規則第109号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年3月14日規則第15号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に知事又は支庁長の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）のうち、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第1条の4第1項又は第2条第2項に規定する許可基準に適合しないこととなるものの北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第10条第2項の許可に係る許可基準については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から当該広告物又は掲出物件の種類等に応じ北海道屋外広告物条例施行規則別表第4に定める期間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第110号。以下「改正条例」という。）による改正前の北海道屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項各号に掲げる地域若しくは場所又は同条第2項各号に掲げる物件にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条第1項第2号の適用除外の基準に適合して表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件で、改正条例による改正後の北海道屋外広告物条例第2条第1項各号に掲げる地域若しくは場所又は同条第2項各号に掲げる物件に引き続いて表示され、又は設置されるもののうち、新規則第2条第1項第2号の適用除外の基準に適合しないこととなるものについては、施行日から6年間は、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に旧条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件に係る管理者及びその届出については、当該許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際旧規則別記第19号様式の屋外広告物講習会修了者等認定書で現にその効力を有するものは、新規則別記第19号様式の業務主任者資格認定書とみなす。

附 則（平成20年1月11日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用す

ることを妨げない。

附 則（平成20年7月1日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成23年3月18日規則第8号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第14号）

この規則は、平成23年3月28日から施行する。

附 則（平成23年5月24日規則第29号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成23年5月31日規則第31号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第45号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成26年12月24日規則第95号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1号の表第二種禁止地域の項の改正規定（北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第2条第1項第3号の2の2に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分



の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成30年3月30日規則第22号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成30年6月8日規則第49号）

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第34号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第8条の2第3項の改正規定及び第9条の2の次に1条を加える改正規定（第9条の3第2項及び第3項に係る部分に限る。） 平成31年7月1日
  - (2) 第1条の2の改正規定（同条第6号中「第12条の2第1項」を「第12条の3第1項」に改める部分を除く。）、第4条第3項及び第8条の2第2項第1号の改正規定、第9条の2の次に1条を加える改正規定（第9条の3第4項に係る部分に限る。）並びに別記第3号様式及び別記第3号様式の2の改正規定並びに次項の規定 平成31年10月1日
- 2 北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成31年北海道条例第48号）附則第2項の規定の適用を受ける者が北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第12条の2第2項に規定する点検を行った場合における前項第2号に掲げる改正規定による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則第4条第3項、別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定の適用については、当該改正規定の施行の日から平成34年3月31日までの間は、同項第3号中「屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの試験に合格した者又は第9条の3第3項各号のいずれかに該当する者」とあるのは「条例第22条第1項第1号の講習会を修了した者」と、別記第3号様式（裏）注6の事項(2)中「屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者又は規則第9条の3第3項各号のいずれかに該当する者」とあり、及び別記第3号様式の2末尾欄外注4の事項中「次のいずれかの資格を有する者」とあるのは「屋外広告物講習会を修了した者」とする。

附 則（令和3年3月31日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。  
（北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）
- 3 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表2の項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。  
（北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）
- 4 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成18年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表1の項(2)中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改め、同表2の項中「第4条の2」を「第4条の2第1項」に改め、同表3の項(1)中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。  
（北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規

則の一部改正)

- 5 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第91号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条第5号中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

(北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

- 6 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項(8)中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同項(9)中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同項(10)中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同項(11)中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同項(12)中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

附 則(令和4年3月31日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第8条の3に1項を加える改正規定、第9条に1項を加える改正規定、第9条の2第2項の改正規定及び第10条に1項を加える改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

- 2 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項(3)中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

附 則(令和4年3月31日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正)

- 2 北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和49年北海道規則第14号)の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「より」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第43条第1項又は第43条の2第1項の規定による申請書の提出が行われた場合には、第1項の表に掲げる部数の申請書の提出があったものとみなす。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

- 3 製菓衛生師法施行細則(昭和42年北海道規則第45号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第2項の規定による受験願書の提出が行われた場合には、前項に規定する通数の受験願書の提出があったものとみなす。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

- 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和56年北海道規則第38号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「届書」の次に「又は第6条第2項前段若しくは第7条第2項前段の規定による申請書」を加え、「書類」を「届書又は申請書」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

- 5 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和59年北海道規則第100号)の一部を次のように改正する。  
第13条に次の1項を加える。
  - 2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による請求書の提出が行われた場合には、同項に規定する通数の請求書の提出があったものとみなす。  
(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)
- 6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年北海道規則第31号)の一部を次のように改正する。  
第18条第2項中「使用して」の次に「第4条前段、第11条前段若しくは」を加える。  
(北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正)
- 7 北海道屋外広告物条例施行規則(昭和26年北海道規則第17号)の一部を次のように改正する。  
第4条に次の1項を加える。
  - 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項から第3項までに規定する申請書の提出が行われた場合には、それぞれ当該規定に規定する通数の申請書の提出があったものとみなす。  
第9条の2第2項中「(平成16年北海道規則第33号)」及び「(平成16年北海道条例第4号)」を削る。  
(建築基準法施行細則の一部改正)
- 8 建築基準法施行細則(昭和48年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。  
第19条の3に次の1項を加える。
  - 2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出が行われた場合には、同項に規定する通数の申請書の提出があったものとみなす。  
第20条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「前条第4号」を「前条第1項第4号」に改め、同条に次の1項を加える。
    - 2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出が行われた場合には、同項に規定する通数の申請書の提出があったものとみなす。  
第23条に次の1項を加える。
      - 2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出が行われた場合には、同項に規定する通数の申請書の提出があったものとみなす。